

## 排出抑制等指針について

### 1. 地球温暖化対策推進法における位置づけ

地球温暖化対策の推進に関する法律において、事業者に対し以下の2つの努力義務が課されている。

①温室効果ガスの排出抑制に資するような設備の選択や使用を行うよう努めること  
(第20条の5)

②国民が日常生活で利用する製品やサービスについて、できるだけ温室効果ガスの排出量が少ないものの製造・提供を行うとともに、その利用に伴う温室効果ガスの排出量について、情報提供を行うよう努めること(第20条の6)。

主務大臣は、事業者がこうした努力義務を果たす上で講ずべき措置に関して、必要な指針(排出抑制等指針)を公表することとされている(第21条)。

(地球温暖化対策推進法より)

(事業活動に伴う排出抑制等)

第二十条の五 事業者は、事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術の進歩その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するとともに、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めなければならない。

(日常生活における排出抑制への寄与)

第二十条の六 事業者は、国民が日常生活において利用する製品又は役務(以下「日常生活用製品等」という。)の製造、輸入若しくは販売又は提供(以下この条において「製造等」という。)を行うに当たっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うとともに、当該日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 日常生活用製品等の製造等を行う事業者は、前項に規定する情報の提供を行うに当たっては、必要に応じ、日常生活における利用に伴って温室効果ガスの排出がされる製品又は役務について当該排出の量に関する情報の収集及び提供を行う団体その他の国民の日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制のための措置の実施を支援する役務の提供を行う者の協力を得つつ、効果的にこれを行うよう努めるものとする。

(排出抑制等指針)

第二十一条 主務大臣は、前二条の規定により事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

## 2. 排出抑制等指針の策定状況

現時点では、

- ・ 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項（業務部門及び廃棄物部門）
- ・ 日常生活における温室効果ガスの排出の抑制への寄与に係る措置に関する事項

が規定されている。それぞれの部門において、取組や措置として盛り込まれている主たる事項例は以下のとおり。

業務部門における事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項（平成 20 年 12 月 12 日策定）	廃棄物部門における事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項（平成 24 年 2 月 9 日策定）	日常生活における温室効果ガスの排出の抑制への寄与に係る措置に関する事項（平成 20 年 12 月 12 日策定）
<p>○排出の抑制等の適切かつ有効な実施に係る取組 事業の用に供する設備の選択及び使用方法に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の適切かつ有効な実施を計るために行うべき取組を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体制の整備、職員への周知徹底</li> <li>・ 排出量、設備の設置・運転等の状況の把握</li> <li>・ 情報収集・整理</li> <li>・ PDCA の実施 他</li> </ul> <p>○排出の抑制等に係る措置 事業の用に供する設備ごとに、温室効果ガスの排出の抑制等に資する設備の選択及び使用方法について、実施すべき具体的な措置を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エネルギー消費効率の高い熱源器への更新、空調対象範囲の細分化</li> <li>・ 燃焼設備の空気比の適正化、空調設定温度・湿度の適正化 等</li> </ul>	<p>○排出の抑制等の適切かつ有効な実施に係る取組 事業の用に供する設備の選択及び使用方法に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の適切かつ有効な実施を計るために行うべき取組を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体制の整備、職員への周知徹底</li> <li>・ 排出量、設備の設置・運転等の状況の把握</li> <li>・ 情報収集・整理</li> <li>・ PDCA の実施</li> <li>・ 住民の自主的取組促進、分別収集推進等による処理廃棄物量の抑制 他</li> </ul> <p>○排出の抑制等に係る措置 事業の用に供する設備ごとに、排出の抑制等に資する設備の選択及び使用方法について、実施すべき具体的な措置を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中継施設の設置及び大型運搬車の導入</li> <li>・ 燃焼設備における自動燃焼制御システムの導入</li> <li>・ 収集経路の最適化 等</li> </ul>	<p>○事業者が講ずべき一般的な措置 日常生活用製品等について、その利用に伴う温室効果ガスの排出量が少ないものの製造等を行うとともに、必要に応じて地方公共団体等と連携しつつ、その利用に伴う排出量等についての情報の提供を行う旨の取組を規定</p> <p>○事業者が講ずべき具体的な措置 日常生活用製品等の区分ごとに、その製造等において講ずべき措置を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 照明機器</li> <li>・ 冷暖房機器等</li> <li>・ 給湯機器</li> <li>・ その他の家電製品 等</li> </ul>